

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

久喜市長

貴心信留

久喜市規則第 4 8 号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

別紙のとおり

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（令和6年久喜市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に、「一般廃棄物収集運搬業等」を「一般廃棄物処理業等」に改める。

第3条第1項中「次の役員を置く」を「これを定める」に改める。

第13条の見出し及び第14条の見出し中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改める。

第16条第1項中「一般廃棄物を」を「一般廃棄物の」に改める。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、指定処理施設に一般廃棄物を直接搬入する者から手数料を徴収する場合は、市長が別に定める方法により徴収するものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

（条例別表第1の1の項及び同表3の項の手数料の計算に係る計量の方法）

第17条の2 条例別表第1備考第1号に規定する規則で定める計量の方法は、指定処理施設に設置する計量器により計量する方法とし、手数料の計算方法は、廃棄物を搬入した際の廃棄物を積載した車両の重量から廃棄物を搬入した後の車両の重量を差し引いて得た重量を基礎とし、算出する方法とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例別表第1の1の項に掲げる廃棄物を同表の2の項、4の項又は5の項に掲げる廃棄物と併せて搬入する場合の計量の方法は、同表に掲げる廃棄物の区分ごとにそれぞれ指定処理施設に設置する計量器により計量する方法とし、この場合における手数料の計算方法は、当該廃棄物の区分ごとに計量して得た重量を基礎とし、それぞれ算出した額を合計して算出する方法とする。

第19条第1項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

(手数料の還付)

第19条の2 条例第25条第3項ただし書の規定により手数料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 粗大ごみ処理券(交付を受けた日から5年以内の未使用のものに限る。次号及び次項において同じ。)の交付を受けた者が市内から転出するとき。
- (2) 粗大ごみ処理券の交付を受けた者が粗大ごみの排出を取りやめるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により手数料の還付を受けようとする者は、粗大ごみ処理手数料還付請求書(様式第10号の2)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収印が押印された粗大ごみ処理手数料納入通知書兼領収書
- (2) 前号の領収書に対応する粗大ごみ処理券

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、手数料の還付の可否を決定するものとする。この場合において、手数料を還付しないときは、理由を付して通知するものとする。

「第6章 一般廃棄物収集運搬業等」を「第6章 一般廃棄物処理業等」に改める。

第20条第2号中「昭和45年法律第137号」の次に「。次条において「法」という。」を加え、同条第4号中「納付すべき額」を「額」に改め、同条第5号中「すべての」を「全ての」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第20条の2 条例第27条第2項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第11号の2)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合にあっては住民票の写し、法人である場合にあっては定款及び商業登記に係る全部事項証明書のうち履歴事項証明書
- (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、当該業務に従事する者の人数及び役員等の氏名、住所、生年月日及び役職に関する調書
- (4) 申請者が個人である場合にあっては市町村民税、法人である場合にあっては法人市町村民税の額及び納付済額を証する書類
- (5) 市区町村長が発行する身分証明書（法人の場合にあっては、全ての役員の身分証明書）
- (6) 申請者と一般廃棄物排出者との処分に係る受託関係又は受託実績を明らかにした書類
- (7) 一般廃棄物排出者の名称及び所在地並びに一般廃棄物の種類及び処分予定量等を記載した書類
- (8) 営業所の案内図
- (9) 処分施設の案内図及び付近見取図
- (10) 申請者が前2号の施設の所有権（所有権を有しない場合にあっては、当該施設を使用する権限）を有することを証する書類
- (11) 一般廃棄物の処理工程に関する調書
- (12) 処分施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真
- (13) 処分施設が法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (14) 一般廃棄物に関する料金表並びに搬入及び搬出の時間及び方法を記載した計画書
- (15) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分計画書

(16) 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合にあっては、
処分に伴い生じる廃棄物の処理に関する調書

(17) 前号の処理を委託する場合にあっては、当該廃棄物の運搬受託者及び
処分受託者が法第6条第3項に規定する関係を有する他の市町村等において
一般廃棄物処理業の許可を受けていることを証する書類

(18) 一般廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、市町村等の
名称、許可番号等に関する調書及び許可証の写し

(19) 法令及び市が指示する事項の遵守を確約する書類

(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

第21条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、
同条中「条例第27条第2項」を「条例第27条第3項」に改め、「一般廃棄物
収集運搬業許可証（様式第12号）」の次に「又は一般廃棄物処分業許可証（様
式第12号の2）」を加える。

第22条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、
同条中「条例第27条第3項」を「条例第27条第4項」に改める。

第23条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、
同条第1項中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改め、
「運搬」の次に「又は処分」を加え、「一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書
（様式第13号）」を「一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第13号）」に
改め、同条第2項中「一般廃棄物収集運搬業変更許可証（様式第14号）」の次
に「又は一般廃棄物処分業変更許可証（様式第14号の2）」を加える。

第24条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、
同条第1項中「第20条第1項第7号、第8号及び第13号」を「第20条第7
号、第8号、第10号若しくは第13号又は第20条の2第6号、第7号若しく
は第20号」に、「に変更が生じた場合」を「の変更」に改め、同条第2項中
「一般廃棄物収集運搬業変更届（様式第15号）」を「一般廃棄物処理業変更届

(様式第15号)」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改める。

第26条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、同条中「一般廃棄物収集運搬業事業・搬入停止命令書(様式第18号)」を「一般廃棄物処理業事業・搬入停止命令書(様式第18号)」に、「一般廃棄物収集運搬業許可取消書(様式第19号)」を「一般廃棄物処理業許可取消書(様式第19号)」に改める。

第27条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、同条中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第33条中「「一般廃棄物収集運搬業」」を「「一般廃棄物処理業」」に、「「一般廃棄物収集運搬業者」」を「「一般廃棄物処理業者」」に改める。

第34条第1項中「一般廃棄物処理状況報告書(様式第25号)」を「次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定める様式」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処理(収集運搬)状況報告書(様式第25号)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処理(処分)状況報告書(様式第25号の2)

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第9条関係）

事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書

年 月 日

久喜市長 あて

（事業系一般廃棄物管理責任者）

事業者名

氏 名

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり提出します。

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
担 当 者	氏 名	
	電 話 番 号	

●前年度実績

区 分		当事業者の 総排出量①	①のうち市処理 施設搬入量②	事業者処理量 ①－②	搬入先又は 運 搬 業 者
資 源	紙 類 ・ び ん ・ 缶 ・ ペ ッ ト ボ ト ル	k g	k g	k g	
ご み	燃 や せ る ご み	k g	k g	k g	
	うち厨芥類（生ごみ）	k g	k g	k g	
合 計		k g	k g	k g	

●今年度計画

区 分		当事業者の 総排出量①	①のうち市処理 施設搬入量②	事業者処理量 ①－②	搬入先又は 運 搬 業 者
資 源	紙 類 ・ び ん ・ 缶 ・ ペ ッ ト ボ ト ル	k g	k g	k g	
ご み	燃 や せ る ご み	k g	k g	k g	
	うち厨芥類（生ごみ）	k g	k g	k g	
合 計		k g	k g	k g	

【今年度計画していること（減量・再資源化の方法）】

※資源は、事業者独自のルートで適正な処理を図ること。

※計画期間中のごみ・資源の排出実績についても、事業者で適切に把握すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第13条関係）

無断持ち去り厳禁告示板

ごみ・資源物の持ち去りは条例により禁止されており、違反した者には罰金が科せられる
おそれがあります。

様式第6号中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第14条関係）

誓 約 書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

私 は久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第20条第1項の規定により禁止されているにも関わらず、家庭系廃棄物の収集、運搬を行いました。

再びこのような行為を行わないことを、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第14条第2項の規定に基づき誓約します。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第19条の2関係）

粗大ごみ処理手数料還付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第19条の2の規定により、粗大ごみ処理手数料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

還付を受けようとする金額	円 （550円×粗大ごみ処理券 枚）						
処 理 券 の 購 入 日	年 月 日						
還付を受けようとする理由	☐ 市内から転出する（した）ため ☐ 粗大ごみの排出を取り止めるため ☐ その他 （ ）						
還 付 金 の 振 込 先	金融機関名						銀行
							信用金庫
							農協
	本支店名						本店
							支店
							出張所
※請求者と同一人の口座に限る	口座種目	1 普通	2 当座	3 その他（ ）			
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

【添付書類】

- 1 粗大ごみ処理手数料納入通知書兼領収書（領収印が押印されたもの）
- 2 上記の領収書と番号が同一である粗大ごみ処理券（未使用のもの）

様式第11号を次のように改める。

様式第 11 号（第 20 条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	内 容
住 所 又 は 営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
営 業 区 域	

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第20条の2関係）

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第2項の規定により、次のとおり一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	内 容
住 所 又 は 営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
処分（最終処分を除く。）又は 最終処分の区別	
事業の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び処理 能力（最終処分の場合は埋立 地の面積及び埋立容量）	
事業の用に供する施設の処理 様式、構造及び設備の概要	

様式第12号中「久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第2項」を「久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第3項」に改める。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第21条関係）

一般廃棄物処分業許可証

久指令 第 号
年 月 日

様

久喜市長



久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第3項の規定により、下記のとおり許可する。

記

住所又は営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別	
処理施設の所在地、種類及び処理能力	
許可有効期間	自 至 年 月 日 年 月 日
許可条件	

様式第13号中「一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書」を「一般廃棄物処理業変更許可申請書」に、「一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲」を「一般廃棄物処理業の事業の範囲」に改める。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2（第23条関係）

一般廃棄物処分業変更許可証

久指令 第 号
年 月 日

様

久喜市長



久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第28条第2項の規定により、下記のとおり許可する。

記

住 所 又 は 営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
処分(最終処分を除く。)又 は 最 終 処 分 の 区 別	
処 理 施 設 の 所 在 地、 種 類 及 び 処 理 能 力	
許 可 有 効 期 間	自 至 年 月 日 年 月 日
許 可 条 件	
許可（新規・更新）年月日	年 月 日
許 可 の 変 更 内 容	

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第24条関係）

一般廃棄物処理業変更届

年 月 日

久喜市長 あて

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け久指令 第 号による一般廃棄物処理業の許可について、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり変更したので、関係書類等を添えて届け出ます。

業 の 区 分		
取 扱 廃 棄 物 の 種 類		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		☐ 氏名若しくは名称又は住所 ☐ 役員等 ☐ 営業所の所在地又は名称 ☐ 運搬車 ☐ 運搬車保管場所 ☐ その他
変 更 内 容	新	
	旧	
変 更 理 由		

様式第18号（表）を次のように改める。

(表)

様式第18号(第26条関係)

一般廃棄物処理業
事業・搬入停止命令書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付け久指令 第 号による 業の許可に
ついて、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第31条の規定により、下記のとおり事業の停止・搬入の停止を命ずる。

記

停止を命ずる事項	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止を命ずる理由	

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第26条関係）

一般廃棄物処理業
許可取消書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付け久指令 第 号による 業の許可に
ついて、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第31条の規定により、下記のとおり取り消します。

記

取 消 理 由	
---------	--

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 25 号中「一般廃棄物処理状況報告書」を「一般廃棄物処理（収集運搬）状況報告書」に改める。

様式第 25 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第25号の2（第34条関係）

一般廃棄物処理（処分）状況報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月の業務実績について、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 自らの施設における処理量

（単位：k g）

一般廃棄物の種類				
搬入量				
破砕処理量				
焼却処理量 （うち 残渣焼却分）				
埋立処分量				
その他の処分量 （方法： ）				

2 上表の処分に伴い生じた搬出物

（単位：k g）

搬出物の種類				
処分方法				
搬出先の名称				
搬出量				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第 1 9 条」を「第 1 9 条の 2」に改める部分に限る。）、第 1 3 条及び第 1 4 条の改正規定、第 1 7 条にただし書きを加える改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定、第 1 9 条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定、様式第 5 号から第 7 号までの改正規定並びに様式第 1 0 号の次に 1 様式を加える改正規定は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

（久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（令和 6 年久喜宮代衛生組合規則第 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。